

「送配電等業務指針（案）」に関するコメント等

No.	区分 (意見・要望・ 質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)	意見・質問等	回答	補足など
1		第X8条 2	遡及再点は申込日から31日以内とあり、それを超える場合は第3項に個別協議と記載されております。遡及は検針日を遡れないと理解しておりましたが、実際のところはどうなのでしょう？	SW支援システムでも、入力日から31日以内に、 前回検針日が含まれてる場合でも、登録は可能です。 他の申込みとの平仄を合わせ、「速やかに」と修正します。	
2		第X9条	廃止の合意が成立した翌営業日中までにSW廃止の申込をせよとの記載になっておりますが、翌営業日までと限定する意図が気になります。 業務負荷上、廃止日が遠い場合は後回しにするといった運用もあり得ると思ひまして。 他の部分には『速やかに』と表現されているところもあり、この差分が意図するところは要確認かと思ひました。		
3		第X9条	また、当日廃止、遡及廃止は不可といったルールの記載はされないのでしょうか？	遡及廃止が不可である旨は、託送供給約款に規定されています。 低圧については当日廃止申込は可能です。	
4		第X9条	"解約"の10日前運用ルールも記載がありません。	事業者事由による解約における10日前運用ルールは、資源エネルギー庁と調整の上、 電力の小売営業に関する指針に規定されることとなりました。	
5		第X13条 5	第5項に現小売電気事業者はスイッチング廃止で取得した情報を3か月保存せよと記載されていますが、これは新小売の誤り のように思えます。現小売は廃止取次に含まれるデータしかないで、その下段に記載されている書面の申込等はありません。仮に現小売で記載がある場合は保存すべき情報の内容は要確認かと思ひます。	修正します。 保存すべき内容は、各小売電気事業者様の申込様式等によるため、一概には難しいかと思ひますが、最低限"どの地点"に対し、"誰からの申込み"であって廃止取次を行ったのか分かる必要があると考えます。	
6		第X13条	また、営業時間帯の受付1時間以内ルールはこのドキュメントに記載すべきものではないという位置づけなのでしょう。『速やかに』とは記載されていますが・・・	ルール文について機関内で調整を行った際、コアタイムを含めた1時間以内の記載について、他の規定に比べ細かすぎるとの指摘があり、指針上は"速やかに"と記載し、コアタイム、1時間以内について、マニュアルに考え方を記載すると一旦整理しております。 規定する場所については、 指針へ記載する方向 で再検討中です。	
7		第X13条	前版と比較しコアタイム関連の記述が抜けている	6と同様になります。	
8		第X13条 5	第X13条5の冒頭の「現小売」は「新小売」と思われます。	修正します。	
9		全般	需要家と記載された箇所と需要者と記載された箇所があるため、文言を統一すべき。	需要者に統一します。	
10		全般	需要者の委託ではなく、委任ではないか。	修正します。	
11		第X1条	システムとして供給地点特定番号検索機能を高圧需要については提供しないため、除外規定を追記願いたい。	文言追記します。	
12		第X1条	低圧のFIT電源について、使用量情報照会が行えないのは自明のため、カッコ書きは不要ではないか。	記載について検討いたします。 ⇒念押しのため、原案のままとします。	
13		第X3条	他の箇所と平仄を取り、「一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる」としてはどうか。	修正します。	
14		第X4条	第X1条での記載に合わせ、タイトルを供給地点設備情報とすべき。	修正します。	
15		第X4条	別表X-1で説明されているため、但書は不要ではないか。記載するのであれば、「検針日情報」も照会可能なため、「住所情報および検針日情報」とすべき。	「住所情報および検針日情報」と修正します。	
16		第X6条	撤去については、廃止に含むという理解でよい。	廃止の一事例に撤去があるという認識であり、廃止の中に包含されると考えます。	
17		第X7条、第X9条	廃止に関する項目のみ、「翌営業日中まで」とされているが、議論がなされ整理された内容ではない認識。	他の申込みとの平仄を合わせ、「速やかに」と修正します。	
18		第X7条 3	定例検針日を原則とする旨を追記するべきではないか。	定例検針日でのスイッチングは原則ではあるものの、需要者が希望する場合は検針日以外がスイッチング日として選択可であると認識しています。そのため指針での規定ではなく、マニュアルでの記載とさせていただきます。	
19		第X7条 4	標準処理期間について、制度設計WG等での表現に合わせるべき	修正します。	
20		第X8条	一般送配電事業者の電が抜けています。	修正します。	
21		第X12条 第一号	スイッチングに関して他方の申込みを催促することを一般送配電事業者からは行わず、アンマッチが生じた場合はスイッチングの申込みが却下されることとなる。	修正します。	
22		第X12条 第二号	アンマッチが発生する対象となる"契約中の供給地点に"と記載し文意を明確化してはどうか。	修正します。	
23		第X12条 第四号	具体的なケースが不明のため、スイッチングの不成立を含め、あらゆるケースでのアンマッチ解消に送配電が努めなければならなくなってしまうため、想定されるケースがない場合には本号は削除希望。削除不可の場合には、その他申込内容の不整合ではなく、その他の理由により、と修文いただきたい。	削除の方向で修正します。	
24		第X13条 2	一～三号に掲げる情報項目の目的を明確にするため、"次の各号に掲げる本人確認に必要な情報を提供する。"としてはどうか。	修正します。	
25		第X13条 4	スイッチング廃止取次を拒否するのではなく、承諾しないと表現を弱めてはどうか。	修正します。	
26		第X13条 5	第X13条5の冒頭の「現小売」は「新小売」ではないか。	修正します。	
27		第X13条 5 第二号	音声データ又は受付票のどちらかでよいのではないか。	修正します。	

「送配電等業務指針（案）」に関するコメント等

No.	区分 (意見・要望・質問など)	対象箇所 (頁・章・節など)	意見・質問等	回答	補足など
28		第X14条	説明義務とあるが、送配電等業務指針によって規定される義務という位置づけでよいか。	廃止取次を行う場合にのみ発生する業務であり、本指針にて規定することで資源エネルギー庁と整理した経緯がございます。送配電等業務指針によって規定される義務とご認識ください。	
29		第X14条 第一号、第二号	廃止取次申込を受ける際の大前提であり、他の条項に比べ、記載ぶりが丁寧に書きすぎているように思います。削除してはどうか。	需要者の方に廃止取次を行うことで生じる事象についてご認識頂くため、第4回実務者会議にて事務局案としてご説明させていただいた通りと認識しております。	
30		第X15条	スイッチング支援システムのシが抜けています。	修正します。	
31		第X17条	紙ベース申込への配慮が必要である認識。	既自由化部門（高圧需要者）のスイッチング支援対象業務の実施に当たっては、事業者の皆様からのご要望もあり、現状の運用を一定期間継続することを合意している認識です。 それを踏まえ、送配電等業務指針附則にて、（高圧需要者を対象としたスイッチング支援システム利用の経過措置）条項を設けます。 ・附則案 （高圧需要者を対象としたスイッチング支援システム利用の経過措置） 第〇〇条 小売電気事業者は、高圧需要者を対象としたスイッチング支援対象業務について、電気事業法の一部を改正する法律（平成二十六年六月十八日法律第七十二号）が施行される日から起算して6か月の間、送配電等業務指針第X17条の規定に依らず、一般送配電事業者の定める申込方法によりスイッチング支援対象業務を行うことができる。 第〇〇条 2 一般送配電事業者は、前項に掲げる期間においては、送配電等業務指針第X17条第2項の規定に依らず、小売電気事業者からの申込みに応じることを要する。	
32		第X18条	「供給地点特定電気事業者番号」の電気事業者番号は不要です。	修正します。	
33		第X18条	第X12条 第二号に追記する場合、「供給地点」を「受電地点」と読み替える規定が必要。	追記します。	
34		別表	11,16の指摘事項を反映する必要があります。	追記します。 ⇒別表は指針に記載されないため、修正対象外とします。	
35		情報照会について	前回版と比較して、むやみに照会（検索）を行ってはならないとの記載がなくなっているが、制限がなくなったということか。	"小売電気事業に係る業務を行う上で必要がある場合"と記載することで、同等の内容を考慮していましたが、ご指摘を踏まえ表現を改めます。目的外での照会・検索を許容するものではありません。 現在、目的外利用の禁止という条を立てて、利用を制限することを検討中です。	
36		第X1条	スイッチング支援システムの対象業務は、低圧需要者及び契約電力500kW未満の高圧需要者並びに低圧のFIT電源を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務（以下「スイッチング支援対象業務」という。）とする。但し、第3号の使用量情報照会については、契約電力500kW以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。	修正します。	
37		第X5条 3	対象の明確化のため、下記のとおり追記しては如何か。 一般送配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報にアクセスするためのパスワードを発行提供する。	業務の手続をどこまで指針に落とすかの問題かと考えます。パスワード発行⇒パスワードをもって照会依頼⇒パスワード認証により使用量情報提供までの業務の流れを事細かに書く必要はないと考え、入り口と出口のみの記載となっています。	
38		第X13条 3	以下、確認です。 現小売電気事業者における廃止取次の回答について、「スイッチング支援システム取扱マニュアル」では、1時間に1回以上の廃止取次依頼データの確認が義務付けられているが、「速やかに」の表現のみで十分か。	本件、機関内でも位置づけについて議論があり、指針に記載する方向で再修正を検討しております。	
39		第X13条 4	廃止取次登録NGの場合には、廃止理由を併せて新小売に対して返すため、“新小売電気事業者からの申出に応じ”は削除してはいかがか。	「その他のエラー」をNG理由として返却された場合に、新小売からの申出に応じて、NG理由を回答することをイメージしています。	